

令和8年

1月号



健康保険委員だより

令和7年度

山口県健康保険委員功労者の表彰 及び 研修会 を開催しました！

日付：令和7年 11月 25日

場所：山口県健康づくりセンター

協会けんぽでは、健康保険事業の推進にご協力いただいている健康保険委員様を対象に、その長年の活動や功績等に感謝の意を表すため、毎年、表彰しております。

受賞者の皆さんにおかれましては、この度は誠におめでとうございます。



令和7年度山口県年金委員・健康保険委員 功労者表彰式 令和7年11月25日

左奥から吉村満則様、三好栄次様、谷英子様、堀亮一様、村川恵子様、吉本淳様
手前左から協会けんぽ尼田支部長、河田真樹様、青木佳津乃様、石井亮平様、清水宏美様、中国四国厚生局鹿間総務監理官

全国健康保険協会理事長表彰

青木 佳津乃 様 (大村印刷 株式会社)

全国健康保険協会山口支部長表彰

石井 亮平 様	(公益財団法人 山口県予防保健協会)	藤川 由紀 様	(株式会社 シーパーツ)
上地 杏奈 様	(株式会社 カドス・コーポレーション)	堀 亮一 様	(新光産業 株式会社)
河田 真樹 様	(小野田商業開発 株式会社)	三好 栄次 様	(山口防災工業 株式会社)
倉光 美代子 様	(株式会社 ナカノ)	村川 恵子 様	(多機能フィルター 株式会社)
清水 宏美 様	(ライニングサービス 株式会社)	吉村 満則 様	(株式会社 アイ・キャン)
谷 英子 様	(株式会社 サンワ)	吉本 淳 様	(株式会社 FILWEL)
福島 フジ代 様	(株式会社 タマエンジニアリング)		(五十音順)

研修会内容

- メンタルヘルス・ラインケアについて
- マイナ保険証、協会けんぽの電子申請について



令和8年度 被保険者向けの健診内容が変わります！

協会けんぽでは、例年、生活習慣病の発症や重症化の予防として被保険者に5大がん（肺・胃・大腸・子宮・乳房）の検診を含んだ健診をご案内しています。

令和8年度からは、健診内容をさらに拡充し、「節目健診」、「一般健診（若年）」、「骨粗しょう症検診」、「人間ドック健診」を追加しました！被保険者の皆さまの健康づくりのため、令和8年度もぜひ協会けんぽの健診をご活用ください。



▲令和8年度健診案内パンフレット（予定）

被保険者向けの健診※1

生活習慣病予防健診

健診の種類	一般健診	NEW 節目健診※2	NEW 一般健診（若年）※3	子宮頸がん検診（単独受診）
対象年齢	35～74歳	40・45・50・55・60・65・70歳	20・25・30歳	20～38歳の偶数年齢の女性
自己負担額（最高）	5,500円	8,280円	2,500円	990円

以下の検診を一般健診・節目健診に追加できます（単独受診はできません）。

+さらに	健診の種類	NEW 骨粗しょう症検診	子宮頸がん検診	乳がん検診	肝炎ウイルス検査
	対象年齢	40～74歳の偶数年齢の女性	36～74歳の偶数年齢の女性（※4）	40～74歳の偶数年齢の女性	過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方
	自己負担額（最高）	1,390円	990円	40～48歳 1,700円 50歳以上 980円	540円

NEW

人間ドック健診

対象年齢	35～74歳
自己負担額※5	健診費用の総額から最高25,000円（補助額）を引いた額

各種検査項目についてこちら▼



（協会けんぽHP）

※1 年度内にお一人様につき1回、生活習慣病予防健診または人間ドック健診のいずれかの健診費用の補助をご利用いただけます。

※2 一般健診の項目に令和7年度までの付加健診（腹部超音波等）の項目を加えた、より詳細な健診です。

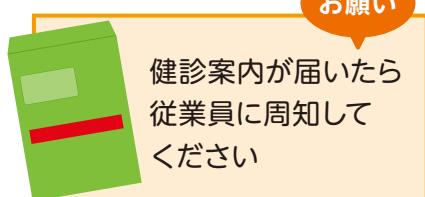
※3 一般健診の項目から胃・大腸の検査を省略した、若年者用の健診です。

※4 36歳、38歳の女性は子宮頸がん検診の単独受診も可能です。

※5 人間ドック健診の補助額は、健診費用（総額）が25,000円以下の場合、健診費用（総額）までとなります。

健診を受ける流れ

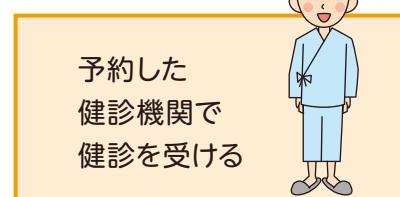
お願い



3月下旬に事業所に
案内を送付予定です



健診機関へ
予約をする
(※6)



予約した
健診機関で
健診を受ける

※6 事業主や担当者が従業員の健診を予約する場合は、健診案内に同封されている「対象者一覧」の健康保険資格情報（記号・番号など）をお伝えください。

電子申請サービスを令和8年1月13日に開始しました

現金給付の申請をはじめ、協会けんぽのほとんどの手続きをオンラインで行うことができるようになりました。パソコンやスマートフォンを使って申請できるため、郵送の手間・時間・費用を削減できます。さらに、申請後の審査状況もウェブサイトで確認でき、とても便利です。

ぜひ「電子申請サービス」ご利用ください。



電子申請サービスを利用できる方

- マイナンバーカードをお持ちの協会けんぽの加入者
- 社会保険労務士（事前にユーザーID等の発行が必要）

加入者の方へ

事前にマイナンバーカードの取得とマイナポータルアプリのインストールをお願いします。

電子申請が可能な申請書

以下の給付金や任意継続の申請書等、ほぼすべての申請書が申請可能です。

※事業主を経由して申請する申請書（資格確認書交付申請書等）については、電子申請をご利用いただけません。

- | | | |
|---------------------|-----------------|------------------|
| ・傷病手当金支給申請書 | ・出産手当金支給申請書 | ・出産育児一時金支給申請書 |
| ・埋葬料（費）支給申請書 | ・療養費支給申請書（立替払等） | ・療養費支給申請書（治療用装具） |
| ・高額療養費支給申請書 | ・任意継続資格取得申出書 | ・特定保健指導利用券申請書 |
| ・特定健康診査受診券（セット券）申請書 | | 等 |

電子申請サービスの利用方法

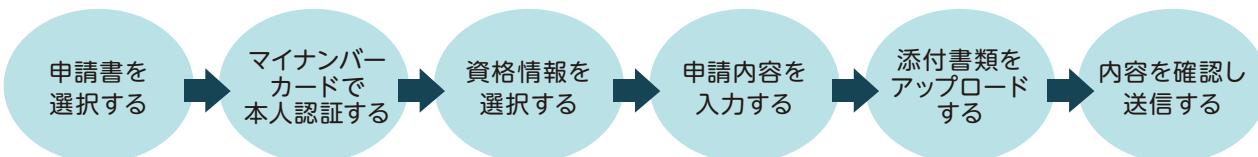
※利用可能時間：8:00～21:00（平日のみ）

1. ウェブサイトまたはけんぽアプリから電子申請サービスにログインする。

- 加入者：マイナンバーカードにより認証を行います。
- 社会保険労務士：ID、パスワードにより認証を行います。

2. 申請書を選択し、申請情報の入力や添付書類のアップロードをして送信する。

＜申請の流れ（加入者）＞



3. 審査結果を確認する。

審査結果は書面で送付しますので、届きましたら内容をご確認ください。

Check!



Q. 審査状況を知りたい時はどうすればいい？

A. 電子申請サービス内で確認できます。

Q. 申請内容に不備があった場合の対応方法は？

A. 郵送でお知らせするとともに、電子申請サービス内で不備のあった申請書データを返却します。

電子申請
特設ページ▶



（協会けんぽHP）

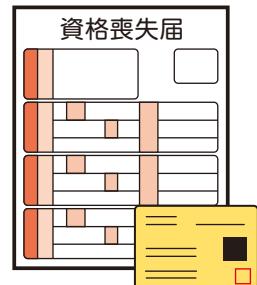
従業員が退職する場合の手続きについて

従業員が会社を退職するなどにより健康保険の資格を喪失する場合は、以下の対応をお願いします。

資格喪失届の提出について

「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届」は法令に基づき、資格喪失の事実（退職等）があった日から**5日以内**に日本年金機構の事務センターまたは管轄の年金事務所にご提出をお願いします。

なお、資格確認書をお持ちの場合は届書に添付してください。



退職する方へ周知のお願い

退職する方へ以下の2点をご周知ください。

①在職時の健康保険を使用できるのは、**退職日（資格喪失日の前日）まで**です。

従業員（被保険者）のご家族（被扶養者）の方も同日までとなります。

退職後の健康保険についてはこちら▼

②他の健康保険への切り替えの手続きが必要です。

「健康保険任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険（被扶養者）」等のいずれかの健康保険に加入してください。

退職後に在職時の健康保険を使用した場合は、医療費を全額自己負担していただくこととなります。



(協会けんぽHP)

仕事が原因で病気やケガをした場合は？

業務災害や通勤途上の災害などが原因の病気やケガについては、原則、労災保険の適用となり、**健康保険は使用できません。**

ただし、被保険者が5人未満の法人役員であって、一般従業員が従事する業務と同一である業務を遂行している場合、その業務に起因する病気・ケガなどは、健康保険の給付対象となります。

交通事故等でケガをした場合はどうなるの？

交通事故等、相手の行為が原因でケガをした場合、仕事中（業務災害）や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けすることができます。ただし、この場合には「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。



第三者行為の届出等についてはこちら▼



(協会けんぽHP)

なぜ届け出が必要なの？

協会けんぽ（健康保険）は、本来、相手方（加害者）が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後相手方（加害者）に損害賠償請求します。その際に、「第三者行為による傷病届」が必要となるため、ご提出をお願いします。



全国健康保険協会 山口支部
協会けんぽ

お問い合わせ先

住所：山口県山口市小郡下郷312-2 山本ビル第3
電話：083-974-0530

協会けんぽ 山口 検索